2　申請者は、法第二十二条第四項の規定により住所地市町村長が利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の電磁的記録媒体に記録するときは、当該電磁的記録媒体に記録された利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

3　住所地市町村長は、法第二十二条第四項の規定により作成した利用者証明利用者符号及びその複製を、当該住所地市町村長の使用に係る電子計算機に記録しないものとする。

（利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体）

第四十三条　法第二十二条第四項に規定する総務省令で定める電磁的記録媒体は、個人番号カードその他の半導体集積回路を一体として組み込んだカード（住所地市町村長の使用に係る電子計算機の操作により利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を安全かつ確実に記録できるものに限る。）であって、総務大臣が定める技術的基準を満たすものとする。

（機構への通知）

第四十四条　法第二十二条第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の機構への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

（利用者証明用電子証明書の発行の方法等）

第四十五条　法第二十二条第六項の規定による利用者証明用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、利用者証明用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2　法第二十二条第六項の規定による利用者証明用電子証明書の住所地市町村長への通知は、これを暗号化して行うものとする。

（利用者証明用電子証明書の提供に係る手続）

第四十六条　法第二十二条第七項の規定により住所地市町村長が利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

一　申請者に対し、その求めに応じ、申請に係る利用者証明用電子証明書の写し（法第二十二条第四項の電磁的記録媒体に記録されている利用者証明用電子証明書を印字したものをいう。）を交付すること。

二　申請者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、利用者証明用電子証明書の利用方法その他の利用者証明認証業務の利用に関する重要な事項についての説明を行うこと。

三　その他総務大臣が必要と認める措置

（申請書の内容等の通知の方法）

第四十七条　法第二十二条第八項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに利用者証明用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（利用者証明利用者符号の管理の方法）

第四十八条　法第二十三条の規定による利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他利用者証明利用者符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

一　法第二十二条第四項の規定により利用者証明利用者符号の記録された同項の電磁的記録媒体を他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

二　第四十二条第二項の規定により設定した暗証番号をみだりに他人に知らせないこと。

（利用者証明用電子証明書の有効期間）

第四十九条　法第二十四条に規定する利用者証明用電子証明書の有効期間は、利用者証明用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一　発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第二十八条第一項の規定による当該利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の届出及び法第二十二条第一項の規定による新たな利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな利用者証明用電子証明書の発行を受けるときにあっては、六回目）の誕生日

二　当該利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの有効期間が満了する日

（利用者証明用電子証明書の記録事項）

第五十条　法第二十六条第二号に規定する総務省令で定めるものは、利用者証明利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2　法第二十六条第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　利用者証明用電子証明書を発行した機構の名称

二　利用者証明用電子証明書の用途に関する事項

三　その他総務大臣が定める事項

（利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法）

第五十一条　法第二十七条の規定による利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法）

第五十二条　法第二十八条第三項の規定による同条第一項の利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第五十三条　法第二十二条第四項の規定により利用者証明利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第六項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該利用者証明利用者符号に係る利用者証明利用者による法第二十九条第一項の規定による法第二十二条第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

（利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法）

第五十四条　法第三十条の規定による利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（利用者証明利用者異動等失効情報の記録及び保存の方法）

第五十五条　法第三十一条の規定による利用者証明利用者異動等失効情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法）

第五十六条　法第三十二条の規定による利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方法）

第五十七条　法第三十三条の規定による利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等による利用者証明用電子証明書の失効の場合の公表の方法）

第五十八条　法第三十四条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。

（利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法）

第五十九条　法第三十五条の規定による利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存は、電子計算機の操作により、これを電磁的記録媒体に記録し、及び保存することによって行うものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。